

# 東京都中学校演劇教育研究会会則

## 第一章 総 則

- 第一条（名 称） 本会は東京都中学校演劇教育研究会（略称中劇研）と称する。  
第二条（事 務 所） 本会の事務所は事務局長の勤務する学校に置く。

## 第二章 目的及び事業

- 第三条（目 的） 本会は中学校生徒の演劇的活動の指導に関して研究することを目的とする。  
第四条（事 業） 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
1 演劇に関する研究調査  
2 研究会の開催・演劇教室実施のための研究  
3 研究物の発行・図書・公演の推薦  
4 東京都中学校連合演劇発表会の企画・運営  
5 その他会の目的を達成するために必要な事項

## 第三章 機 構

- 第五条（会 員） 本会は都内各地区の公立中学校の教員による学校劇に関係のある研究部を支部とし、支部の会員を本会の会員とする。各支部には中央委員一名を置く。  
第六条（総 会） 定期総会は毎年六月に開き次の事項を決定する。  
1 その年度の役員の承認及び会計監査の選出  
2 前年度の事業並びに決算報告  
3 その年度の事業計画並びに予算の承認  
第七条（中央委員会） 中央委員会は地区の代表権を持つ委員によって構成され、総会につぐ議決機関である。中央委員会は役員を指名する。  
第八条（運営委員会） 運営委員会は本会の執行機関である。  
1 会長・副会長・事務局長・研究局長と運営委員によって構成する。運営委員は会長が委嘱した者と、中央委員会で指名された者とする。  
2 運営委員は事務局員、研究局員、委嘱運営員、ホームページ管理部員の役割を担う。  
第九条（事 務 局） 本会に事務局を置く。事務局には事務局次長を置き、庶務・広報等を担当する。  
第十条（研 究 局） 本会に研究局を置く。研究局には研究局次長を置き、研修・指導者育成・脚本研究・教育研究等を担当する。  
第十一条（役 員） 本会の役員は、会長・副会長・事務局長・研究局長・事務局次長・研究局次長・会計・会計監査とする。  
第十二条（会 長） 会長は本会を代表し、会務を総括する。総会・中央委員会・運営委員会を招集する。  
第十三条（会 計 監 査） 会計監査は二名とし、本会の会計を監査する。  
第十四条（名 誉 会 員） 会員の資格を失った者の中で、特に本会に功績の多かった者を役員会の推薦により、顧問や名誉会員にすることができる。  
第十五条（ホームページ） 本会にホームページ管理部を置く。管理部には部長・副部长・部員を置き、他の部局との兼任は厭わない。

## 第四章 会 計

- 第十六条（会 計 年 度） 会計年度は毎年六月一日に始まり、五月三十一日に終わる。

## 第五章 付 則

- 第十七条 この会則は令和元年六月（総会の日）から施行する。  
第十八条 この会則を変えるときは総会の出席者の三分の二以上の賛成を得なければならない。  
第十九条 本会の運営上の必要に応じて別に細則を設ける。